

# マリアナ海溝北部沖合海底自然環境保全地域の指定等について

令和 2 年 7 月 2 1 日  
自然環境局自然環境計課

## 1 指定の概要

マリアナ海溝北部の海域を、マリアナ海溝北部沖合海底自然環境保全地域に指定する。

## 2 自然環境の概要

本地域は、千島カムチャツカ海溝、日本海溝、伊豆・小笠原海溝、マリアナ海溝と連続する海溝の一部で、マリアナ海溝の北部の海域にあたる。マリアナ海溝は世界最深の海溝であるが、本地域にも水深 6,000m 以深の海域が約 230km にわたって連なっており、その最深部は水深 8,000m を超える。本地域の北側には小笠原海台があるため、本地域は伊豆・小笠原海溝から隔離されている。

このような海底地形のもと、本地域では、海溝に特有の高い水圧と低い水温の過酷な環境下において特異な生態系が成り立っている。本地域の中央部にある水深 8,000m 以深の海溝底は、周囲に陸地がないために陸域由来の堆積物が少ないことで特徴づけられ、伊豆・小笠原海溝等の他の海溝生態系から隔離されているため、貝類、ナマコ類、端脚類等の中でも超深海の環境に適応した固有性又は唯一性の高い種がみられる。

## 3 位置、区域及び面積の概要

### (1) 位置及び区域

小笠原諸島の母島から南東に約 170km のマリアナ海溝最北部の海域を北端とし、同島から南東に約 400km の海域を南端として、南東方向に約 230km、幅約 60km の帯状の区域（図 1 のとおり）

### (2) 面積

11,234 km<sup>2</sup>

## 4 保全計画の概要

### (1) 沖合海底特別地区の指定

本地域のうち、生態系の構成上、重要であり、海底の攪乱により影響を受けやすい海域として、固有性又は唯一性が高い種及び生物群集の生息環境として重要な湧水域や海溝底の海域を沖合海底特別地区に指定する。

#### (ア) 区域

マリアナ海溝北部海溝底の海域

#### (イ) 面積

1,468 km<sup>2</sup>

### (2) 規制

自然環境保全法第 35 条の 4 第 3 項に規定する特定行為に関し、本地域におけ

る、法第 35 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する方法を定める。

(3) 必要な事項

調査に関する事項その他の当該地域における自然環境の保全に関し必要な事項を定める。

図1 マリアナ海溝北部沖合海底自然環境保全地域の区域

